

障がい表記へ改めることを求める陳情

1 受理年月日 平成28年3月31日

2 陳情者 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

3 陳情の要旨

(1) 市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい
記

(ア) 障がい者に係る障がいを意味する文言において、日本語表記を「障がい」へ、外国語表記を「handicapped」へ改めること

(イ) 給付金等の福祉サービス、障害者手帳等の福祉制度、部署名又は例規等若しくは法令に係る部分については、その機構改革又は改廃若しくは制定時などの機会を利用して、徐々に改めること

(2) (1)(ア)及び(イ)を求める意見書を、都及び国に対して提出されたい

4 陳情の理由

(1) わが国においても、障がい者に係る障がいを意味する文言について「障害」又は「disorder」、「disabled」若しくは「disabilities」などと表記することが、障がい者差別の一環として禁忌されるようになってから久しいものでございます。そもそも、差別とは、行為者のそのつमりの有無を問わず、被行為者が被害者意識を持った時点で成立するので、やはり当事者たちの視点では差別と解されます

(2) また、各種公文書等においても、常用外漢字を禁忌する動きが浸透しており、「漏洩」を「漏えい」に、「乖離」を「かい離」に、「島嶼部」を「島しょ部」などと表記を改めてから久しいものです

(3) また、漢字の難易度の如何を問わず、正式な地方公共団体名などにおいても、「つくば市」、「つくばみらい市」、「ひたちなか市」、「かすみがうら市」、「さいたま市」など、敢えて平仮名表記にしている箇所も増えています。とても、可愛らしく、素敵だと思いませんか

(4) 当初は、部分的又は総ての平仮名表記に対して違和感を唱える声も多かったのですが、やがて浸透し、大変可愛らしい、親しみが持てる、優しい感じがする、などと言う具合に、好評を博しております。とても素敵なことと存じ上げます

(5) そして、「障害」表記ですと、予てよりのご指摘通り、障がい者が「邪魔者」、「厄介な者」若しくは「何か得体の知れぬ怖い者」又は障がい自体が「他人様に対する社会的な障壁」かのような誤解を与えかねない表現であり、障がい者及び

その介助者等の障がい当事者にも、長年にわたり相当程度の精神的苦痛を与えてきたのも事実でございます。とても、とても、苦しんでおるのであります

(6) 市、都及び国で、障がい者の障がいに係る「障害」表記等が、「～障害者手帳」、「東京都福祉保健局障害者施策推進部」、「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課」及び「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」の如く炸裂しています

(7) 非当事者の視点での共生社会などが連呼されておりますが、真摯にこれを目指すのならば、その基本である言葉の上での差別を無くすべきであります